

令和5年2月 定例総会議事録

日 時 令和5年2月28日(火) 午前10時00分～午後12時30分

場 所 中央公民館

農業委員

会長	春口隼人	会長代理	東原安雄	3	棚橋道夫	4	吉村昭生
5	小畠利春	6	上仮屋博	7	大山竹子	8	高田春男
9	河野雄二	10	田原尚紀	11	種子田勝	12	瀬戸山博好
13	谷之木信弘	14	大部実男	15	下沖秀人	16	倉菌嘉枝子
17	石川文男	18	松田まり子	19	長瀬茂弘		

農地利用最適化推進委員

20	井上亘	21	上原都由子	22	新田敏文	23	高岩昭市
24	池井周造	25	中山敏章	26	前田次雄	27	丸尾義盛
28	池田幸一	29	内一幸	30	井口紀男	31	山下市郎
32	大山則夫	33	井野実	34	大久津和幸	35	栗水流峯一
36	谷口和巳	37	福本正三	38	四位正生		

欠席 高岩 昭市

事務局

事務局長	藤崎 浩一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹内秀次
主 査	宮永昌和	主事補	嶺石将伍				

欠席 宮永 昌和

議 題

- 報告第5号 農地法第3条の規定による許可書の返戻について
- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第7号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について

- 議案第12号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第13号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第14号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第18号 農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第20号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。はじめに 2 月の行事实績と 3 月の行事計画を報告します。

(2 月の行事实績と 3 月の行事計画の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。暖かかったり寒かったりとで、とうとう風邪をひいてしまいました。皆さんも体調にお気を付けください。それでは令和 5 年 2 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしくお祈いします。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 5 号から第 8 号までの 56 件、議案が第 12 号から第 20 号までの 60 件、合計 116 件でございます。それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしくお祈いします。議事に入る前に今月の議事録署名を 14 番大部委員と 17 番石川委員をお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 5 号～報告第 8 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。

議案第 12 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可について下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請があったから許可するものとする。

（議案第 12 号 1 番朗読、他 2 件省略）

議長 ありがとうございます。2 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

（〇〇委員退室）

議長 それでは 2 番の審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 今月の農地法 3 条・基盤法の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので 2 月 17 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第 12 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請の 2 番について報告をします。  
申請地を借受け規模拡大を図る、期間は 5 年間で再設定です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第 12 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定（移転）許可申請の 2 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、許可することに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは2番以外の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第12号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請の2番以外の報告をします。

1番、農業者年金受給のための再設定で期間は20年間です。

3番、申請地を借受け規模拡大を図る、期間は10年間で再設定です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第12号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第13号農地法第3条の規定による貸貸借の権利の設定(移転)許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第13号農地法第3条の規定による貸貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第3条の規定による貸貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第13号1番、他1件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 13 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について報告をします。

1 番と 2 番の受手は同じ方で申請地を借受け規模拡大を図るもので期間は 5 年間の再設定です。

1 番、10a あたり 20,243 円。

2 番、10a あたり 52,910 円。ここはハウスが建っていて、受人はきゅうりを栽培しているそうです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 13 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 14 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 14 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について  
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可するものとする。

(議案第 14 号 1 番朗読、他 8 件省略)

議長 ありがとうございます。7 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは7番の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第14号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の7番について報告をします。

申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり150,000円です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第14号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の7番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、許可することに決定をしました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは7番以外の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第14号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の7番以外について報告をします。

1番、申請地を購入し利便性を図る、10aあたり288,184円。

2番と3番の受手は同じ方で隣接地を購入し利便性を図るものです。

2番、10aあたり103,627円。

3番、10aあたり101,695円。

4番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり65,595円。

5 番、申請地を購入し利便性を図る、10a あたり 288,600 円。  
6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 755,680 円。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分の事前審査を第 1 小委員会に付託されましたので 2 月 21 日に審査会を実施しました。その結果を報告します、  
先ず議案第 14 号野尻町区分について報告をします。  
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 191,816 円。  
9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 287,000 円。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 14 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 15 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。6 番と 7 番が〇〇委員の案件ですので退席をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは6番と7番の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の6番と7番について報告をします。

6番、7番とも期間は10年間です。

6番、10aあたり5,408円。

7番、10aあたり4,505円。

審議の結果、小委員会としては計画のとおり決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)の6番と7番に賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

(〇〇委員入室)

議長 〇〇委員、計画のとおり決定しました。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 6番と7番以外の審査報告をお願いします。

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)6番と7番以外について報告をします。

1 番、10a あたり 7,780 円、期間は 5 年間。

2 番、10a あたり 10,000 円、期間は 5 年間で再設定です。

3 番、10a あたり 8,192 円、期間は 6 年間で再設定です。

4 番、10a あたり 3,353 円、期間は 10 年間で再設定です。

5 番、10a あたり 5,012 円、期間は 5 年間です。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。  
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 15 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

続きまして議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について(所有権)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画通り決定する。

(議案第 16 号 1 番朗読、他 17 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）について報告します。

あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1 番と 2 番の受手は同じ方で隣接地を購入し規模拡大を図るものです。

1 番、10a あたり 522,466 円。  
2 番、10a あたり 500,000 円。  
3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 21,358 円。ここは受人が長年耕作をしており無償でもいいと言われたそうですが、無償では申し訳ないということで、この金額になっています。  
4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 211,640 円。  
5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 261,689 円。  
6 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 336,927 円。  
7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 331,492 円。  
8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 322,581 円。  
9 番から 11 番まで受手は同じ方で、隣接地を購入し規模拡大を図るものです。  
9 番、10a あたり 118,110 円。  
10 番、10a あたり 116,667 円。  
11 番、10a あたり 123,267 円。  
12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,000 円。  
13 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、80,775 円。  
14 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 105,619 円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 16 号野尻町区分について報告をします。  
あっせん委員はお目通しをお願いします。  
15 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 104,167 円。  
16 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 399,970 円。  
17 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 90,909 円。  
18 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 206,441 円。  
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 16 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（農地中間管理事業）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）を作成したので計画通り決定する。

（議案第 17 号 1 番朗読、他 13 件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（8 番挙手）

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）について報告をします。  
賃貸借 2 件、使用貸借 4 件です。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

（3 番挙手）

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 17 号野尻町区分について報告をします。  
賃貸借 6 件、使用貸借 2 件です。  
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。  
議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第18号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第18号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第18号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 今月は第2小委員会に農地法第5条及び非農地証明願の事前審査を付託されましたので2月20日に審査会を実施しました。その結果を報告します。  
議案第18号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。  
1番、細野、島田、JA本所の北側にありました。転用の理由は資材置場・駐車場・通路・操車場・プレハブ置場で3種農地です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第18号農地法第5条の規定による賃貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
続きまして議案第19号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第19号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第19号1番朗読、他2件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5番挙手)

議長 はい、5番。

5番 議案第19号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告します。  
1番、堤、下川内、転用の理由は工具倉庫・駐車場・作業場・回転場です。1種農地です。  
2番、南西方、一重原、村田椎茸の敷地内です。転用の理由は植林です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3番挙手)

議長 はい、3番。

3番 同じく議案第19号野尻町区分について報告をします。  
3番、三ヶ野山、権現崎、野尻大脇の信号から左に入っていくとスーパーがありその西側にありました。転用の理由は一般個人住宅です。住宅に囲まれた土地でした。雨水、排水についてはちゃんとした排水溝がありました。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第19号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。  
続きまして議案第 20 号非農地証明願承認についてを議題とします。  
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 20 号非農地証明願承認について  
下記のとおり非農地証明願があったから承認するものとする。

(議案第 20 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 20 号非農地証明願承認について報告します。  
1 番、細野、大人形、細野中学校の東側にありました。調査事項は原野です。湿田地帯でした。隣も竹が生えてきて切った跡がありました。  
2 番、南西方、堂田、調査事項は原野です。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 同じく議案第 20 号野尻町区分について報告をします。  
3 番、東麓、広坪、野尻迫分から高原に抜ける道路の途中に牟田原線に抜ける道路がありその一画にありました。調査事項は雑種地です。この一帯はシラスの土地が多く、ここもシラスが入り込んでおり農地としての利用が不可能な土地でした。  
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。  
議案第 20 号非農地証明願を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。  
以上で本日の総会を終了します。  
ありがとうございました。

閉議 午後 12 時 30 分

令和 5 年 2 月 28 日 定例総会

議事録署名

\_\_\_\_\_ ㊞

\_\_\_\_\_ ㊞